平成２３年（フ）第１５３６号
大阪市北区本庄西１丁目８番17号　ラナップスクエア北梅田シティ401号室
債務者　岩出　優美（旧姓比良）
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６３７号
大阪府枚方市東中振２丁目20番１―1029号
債務者　小山　幸憲
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９８号
大阪府枚方市招提南町３―17　Ａ５棟306、住民票上の住所大阪府寝屋川市南水苑町６番４号
債務者　吉田栄美子
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９１２号
大阪市都島区都島北通２丁目23番28―508号
債務者　北村　和則
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９９０号
大阪府八尾市春日町２丁目６番17―305号
債務者　村尾喜代美
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４７号
大阪市浪速区難波中３丁目17番５号　グランドハイツナンバ801号
債務者　茂木　健一
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５８号
大阪府茨木市駅前２丁目３番18号
債務者　梅木　昭宏
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５９号
大阪府守口市南寺方中通１丁目９番17号、住民票上の住所大阪市中央区島之内１丁目20番11号　深川ビル504
債務者　伊藤　千乃（旧姓菅）
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０８０号
大阪市生野区巽中２丁目22番28号　クィーンライフ巽502号
債務者　高橋慶美こと　趙　　慶美
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１０４号
大阪府東大阪市寿町３丁目12番５号
債務者　西藤　　輝（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２０号
大阪府門真市上島町３番10―101号
債務者　兼重　浩二
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３０号
大阪府豊能郡能勢町下田尻2263番地
債務者　田邉智恵巳（旧姓山野）
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４９号
大阪府吹田市山田西２丁目15番２―101号
債務者　堀井　三郎
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５０号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―708号
債務者　麺屋武勇伝こと　千葉眞智子
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５１号
大阪市北区中崎西４―３―39、住民票上の住所東京都杉並区梅里１丁目４番34号　Ｍハウス
債務者　山本純一郎
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５８号
大阪市都島区毛馬町１丁目20番25号毛馬文化１Ｆ東側、旧住所大阪市都島区毛馬町１丁目５番６号
債務者　畦町チカヱ
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５９号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号　宏和住宅２号館101号
債務者　春口　芳男
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部